

投資主各位

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
サンケイリアルエステート投資法人
執行役員 太田 裕一

第3回投資主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。つきましては、後記投資主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年11月24日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、現行規約同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前二項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任

(2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約

- (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。
- 敬 具

記

1. 日 時： 2022年11月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所： 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル内 大手町サンケイプラザ 4階ホール

開催場所が前回と異なりますので、ご来場される場合には末尾の「第3回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

.....

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎代理人により議決権を行使される場合
本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、本投資法人のホームページ (<https://www.s-reit.co.jp/>) に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を行います。詳しくは後記「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期のお知らせや本投資主総会における感染拡大防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.s-reit.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認ください。

◎運用状況報告会

本投資法人の資産運用会社である株式会社サンケイビル・アセットマネジメントによる「運用状況報告会」は、投資主の皆様のお会場の滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の更新を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://www.s-reit.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、**同封の議決権行使書用紙により議決権を行使することをご検討ください。**
- 感染による影響が大きいとされるご高齢の投資主様や基礎疾患のある投資主様、妊娠中の投資主様は、本投資主総会のご出席について特に慎重なご判断をお願いいたします。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合がございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://www.s-reit.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

<ご来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、ご来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員、補欠役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内へのご入場を制限させていただきますことがございますので、あらかじめご了承ください。

- 役員、補欠役員候補者及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で応対をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用のうえで会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に発熱があると認められる投資主様には、本投資主総会へのご入場をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご退席いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 本投資法人の資産運用会社である株式会社サンケイビル・アセットマネジメントによる「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、同日付で投資主総会参考書類等の電子提供措置が導入されたことに伴い、所要の変更を行うものです（変更案第9条第4項）。
- (2) 電子提供措置の導入に伴い、電子提供措置をとる事項のうち全部又は一部については、書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる旨を規定するものです（変更案第9条第5項）。
- (3) 特定非課税累積投資契約に係る非課税制度（新NISA）の導入に関連して、本投資法人の投資口に係る配当等が当該非課税制度の対象となるようにするため、所要の変更を行うものです（変更案第31条第2項）。
- (4) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準及び適用指針を含みます。）が改正されたことに伴い、資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです（変更案第34条第1項～第3項）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条 (招集)</p> <p>1. ～ 3. (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第9条 (招集)</p> <p>1. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>5. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第31条 (投資制限)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 前条第2項第(2)号に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、<u>本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスク、その他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。</u></p>	<p>第31条 (投資制限)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前条第2項第(2)号に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、<u>本投資法人が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現すること、本投資法人の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動によるリスクを減じること並びに先物外国為替取引により、本投資法人の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じ</u><u>ることを目的とした運用に限るものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（省略）</p> <p>（1）～（5）（省略）</p> <p>（6）有価証券（第30条第1項第（3）号又は第2項第（1）号③から⑦、⑨、⑩、⑫、⑮若しくは⑰に定めるもの。）</p> <p><u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> <p>（7）～（8）（省略）</p>	<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>（1）～（5）（現行どおり）</p> <p>（6）有価証券（第30条第1項第（3）号又は第2項第（1）号③から⑦、⑨、⑩、⑫、⑮若しくは⑰に定めるもの。）</p> <p><u>満期保有目的の債券に分類される場合は取得原価をもって評価し、 その他の有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価するものとする。</u></p> <p>（7）～（8）（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(9) デリバティブ取引に係る権利 (第30条第2項第(2)号に定めるもの。)</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>当該金融商品取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>③ 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、上記①及び②にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p>	<p>(9) デリバティブ取引に係る権利 (第30条第2項第(2)号に定めるもの。)</p> <p>① <u>デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>② 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、上記①にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</p>

現 行 規 約		変 更 案	
<p>(10) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) デリバティブ取引に係る権利 (第1項第(9)号③に基づき、 金利スワップの特例処理を採用 した場合) 第1項第(9)号①又は②に定め る価額</p> <p>3. 資産評価の基準日は、次条に定める各 決算期とする。但し、第30条第1項第 (3)号又は第2項に定める資産であっ て、市場価格に基づく価額で評価でき る資産については、毎月末とする。</p>		<p>(10) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) デリバティブ取引に係る権利 (第1項第(9)号②に基づき、 金利スワップの特例処理を採用 した場合) 第1項第(9)号①に定める価額</p> <p>3. 資産評価の基準日は、次条に定める各 決算期とする。但し、第30条第1項第 (3)号又は第2項に定める資産であっ て、市場価格に基づく価額(金融商品 取引所における取引価格、日本証券業 協会等が公表する価格又はこれらに準 じて随時売買換金等を行うことができ る取引システムで成立する取引価格を いう。)で評価できる資産について は、毎月末とする。</p>	
制定	2018年11月12日	制定	2018年11月12日
改定	2019年1月22日	改定	2019年1月22日
改定	2020年11月18日	改定	2020年11月18日
	(新設)	改定	2022年11月25日

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員太田裕一は、本投資主総会終結の時をもって任期満了となります。これにより、執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第17条第2項但書の規定を適用し、就任する2022年11月25日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案は、2022年10月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位及び担当	所有する 本投資法人 の投資口数
おお た ゆう いち 太田 裕一 (1966年9月4日)	1989年4月 住友不動産株式会社 入社	—
	1999年8月 三洋住宅産業株式会社 入社	
	2000年10月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社	
	2002年5月 株式会社東京リート 入社	
	2003年2月 日本総合ファンド株式会社(現 森トラスト・アセットマネジメント株式会社) 入社	
	2004年8月 同社 投資運用部長	
	2005年8月 株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ(現 みずほリートマネジメント株式会社) 入社 資産運用部長	
	2007年8月 日本メディカル・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役投資運用部長	
	2008年8月 同社 代表取締役社長	
	2009年4月 株式会社オリバーツウ・リアルエステート(現 株式会社オリバー) 入社 不動産営業部長	
	2011年6月 森ビル不動産投資顧問株式会社 入社	
	2016年4月 同社 投資運用部長	
	2018年8月 株式会社サンケイビル 入社 株式会社サンケイビル・アセットマネジメント 代表取締役社長(現任)	
	2018年11月 サンケイリアルエステート投資法人 執行役員(現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社サンケイビル・アセットマネジメントの代表取締役社長です。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

- 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、2022年10月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
むか い あつし 向 井 篤 (1965年2月6日)	1988年4月 株式会社サンケイビル 入社 2002年4月 同社 統括管理部(経営企画) 課長 2005年4月 同社 統括管理部(経営企画) 次長 2010年4月 同社 社長室 統括管理部 担当部長 2012年4月 同社 経営企画部長 2015年4月 同社 社長室長 2018年4月 株式会社サンケイビル・アセットマネジメン ト 監査役 2018年5月 同社 取締役 2018年8月 同社 取締役財務・IR部長(現任)	11口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社サンケイビル・アセットマネジメントの取締役財務・IR部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、持投資口会制度を利用することにより、本投資法人の投資口を11口(1口未満切り捨て)保有しております。なお、本投資法人の投資口数は2022年9月末日現在の状況を記載しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、本議案において選任される補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員本吉進及び清水幸明の両氏は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。これにより、監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、現行規約第17条第2項但書の規定を適用し、就任する2022年11月25日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位	所有する 本投資法人 の投資口数
1	もと よし すずむ 本 吉 進 (1972年2月8日)	1999年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）大阪事務所 2003年6月 公認会計士登録 2007年1月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）東京事務所 2007年10月 同社 マネージャー 2012年10月 同社 シニアマネージャー 2017年9月 Mazars WB 監査法人（現 Mazars有限責任監査法人）シニアマネージャー 2018年11月 サンケイリアルエステート投資法人 監督役員（現任） 2019年4月 本吉公認会計士事務所（現 本吉総合会計事務所）所長（現任） 2019年6月 税理士登録 2019年7月 合同会社本吉総合研究所 代表社員（現任）	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人に おける地位	所有する 本投資法人 の投資口数
2	し みず こう めい 清水 幸明 (1980年8月16日)	2004年10月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所 2010年8月 株式会社東京証券取引所 上場部 (出 向) 株式会社TOKYO AIM取引所 社外監査 役 2013年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株 式会社三菱UFJ銀行) ストラク チャードファイナンス部 (出向) 2015年12月 宇都宮・清水法律事務所 共同代表弁 護士 2017年4月 法政大学法科大学院兼任教授 (現任) 2018年2月 宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同 代表弁護士 (現任) 2018年11月 サンケイリアルエステート投資法人 監督役員 (現任) 2019年10月 株式会社ROBOT PAYMENT 社外取締役 (現任) 2020年11月 エッジテクノロジー株式会社 社外監 査役 (現任)	—

- ・ 上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠監督役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、現行規約第17条第3項の定めに基づき、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
ふくしま 福島 かなえ (1974年3月30日)	2000年4月 東京地方裁判所判事補任官 2002年8月 University of California, Davis, School of Law 客員研究員 2003年8月 21世紀政策研究所(出向) 2004年8月 横浜地方・家庭裁判所小田原支部判事補 2005年4月 那覇家庭・地方裁判所判事補 2008年4月 東京地方裁判所判事補 2010年4月 東京地方裁判所判事 2012年4月 神戸地方裁判所判事 2014年4月 東京高等裁判所判事 2016年4月 司法研修所教官 2019年3月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2019年4月 宇都宮・清水・陽来法律事務所入所(現任) 2022年10月 株式会社WOW WORLD GROUP 社外取締役(監査等委員)(現任)	—

- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、本議案において選任される補欠監督役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。また、現行規約同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記第1号議案から第5号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておらず、また、現行規約第14条第3項が適用される第2号議案から第5号議案までにつきましては2022年10月14日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。

以 上

第3回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
 東京サンケイビル内 大手町サンケイプラザ 4階ホール
 電話 03-3273-2230



交通 地下鉄 東京メトロ丸ノ内線・半蔵門線・千代田線・東西線・都営三田線
 「大手町駅」下車 A4出口・E1出口直結
 JR 「東京駅」丸の内北口より徒歩7分

開催場所が前回と異なりますので、ご来場される場合にはお間違いのないようお願い申し上げます。

※会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。